

2022 改正点 履行法 供託所等の説明 <#741>

【問】 正誤をつけよ。

自ら売主として新築住宅を販売する宅地建物取引業者は、住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている場合、当該住宅の売買契約を締結するまでに、当該住宅の宅地建物取引業者ではない買主に対し、供託所の所在地等について、それらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。なお、買主の承諾があれば、書面の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 宅地建物取引業者による供託所の所在地等に関する説明【★基礎必須】

供託宅地建物取引業者は、自ら売主となる新築住宅の買主に対し、当該新築住宅の**売買契約を締結するまでに**、その住宅販売瑕疵担保保証金の供託をしている**供託所の所在地**その他住宅販売瑕疵担保保証金に関し国土交通省令で定める事項について、これらの事項を**記載した書面を交付して説明**しなければならない。（履行法 15 条 1 項）

⇒ 供託宅地建物取引業者は、**書面の交付に代えて**、政令で定めるところにより、**買主の承諾を得て**、当該書面に記載すべき事項を**電磁的方法により提供**することができる。この場合において、当該宅地建物取引業者は、当該**書面を交付したものとみなす**。